

平成26年6月23日
湯沢河川国道事務所

堤防の刈草を無償提供します。 ～コスト縮減へ向けた取り組み～

湯沢河川国道事務所では、堤防の維持管理、点検のため年2回、堤防の除草をしています。

堤防の除草により発生した刈草は、一般的に焼却施設やリサイクル施設で処分されますが、大切な資源として有効活用していただくために、無償で提供し、維持管理費の低減を図ります。

国土交通省湯沢河川国道事務所が管理する河川は、雄物川(87.9km)、玉川(10.8km)、丸子川(1.5km)、横手川(1.2km)、大納川(2.5km)、皆瀬川(9.0km)、成瀬川(3.0km)の6河川、総延長は115.9kmです。

1. 提供期間及び提供河川

■ 提供期間

- 1回目 : 平成26年 6月23日 ～ 7月中旬の間 (土・日・祝日を除く)
2回目 : 平成26年 9月上旬 ～ 10月中旬の間 (土・日・祝日を除く)
(一部区間においては8月上旬から対応可能)

■ 提供河川

雄物川、玉川、丸子川、横手川、大納川、皆瀬川、成瀬川

2. 申し込み方法等

- 最寄りの出張所へご連絡ください。申込用紙記入後に提供いたします。
- 提供箇所と提供期間については、担当出張所にご確認ください。

	大曲出張所	十文字出張所
担当区間	大仙市	横手市、羽後町、湯沢市
	雄物川、玉川、丸子川、横手川	雄物川、大納川、皆瀬川、成瀬川
連絡先	TEL 0187-63-3340	TEL 0182-42-0109

3. 注意事項

- 刈草は、家畜の飼料や敷ワラ等、自家消費される方のみ提供いたします。
- 引き取った刈草の不法投棄、転売等営利目的の使用等は禁じます。
- 時期や場所によっては、希望する量を提供できない場合があります。
- 積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。

〈発表記者会〉県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局、大曲支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2

電話 0183-73-3174 (代表)

副所長(河川) 佐藤 徳男 (内線204)

河川管理課長 古関 修 (内線331)

刈草提供申込書

申請月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	
連 絡 先	
利用目的	<input type="checkbox"/> 家畜の飼料 <input type="checkbox"/> 敷ワラ <input type="checkbox"/> 堆肥 <input type="checkbox"/> その他()
希 望 量	<input type="checkbox"/> 軽トラック 台分・[]台分 又は、 <input type="checkbox"/> 梱包ロール 個分
運搬方法	<input type="checkbox"/> 軽トラック <input type="checkbox"/> 2tトラック <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他()
搬出予定	平成 年 月 日 時頃

※注意事項

引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。(国土交通省は一切の責任を負えません)

引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)ないよう責任をもって管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

氏名: _____ 印

国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 ○○張所長

個人情報の保護

上記申請書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。(湯沢河川国道事務所)